



発行 新潟県

号外 1
令和2年11月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 42 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 43 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

本号で公布された条例のあらまし

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

- 1 期末手当の支給割合の改正  
知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第5条及び第6条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第7条及び第8条関係）
- 5 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和2年11月30日

新潟県知事 花角 英世

---

## 新潟県条例第42号

知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

**第2条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

新潟県条例第43号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第25条 (略)</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第3条** 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) <b>第26条</b> (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) <b>第26条</b> (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)

**第4条** 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) <b>第26条</b> (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) <b>第26条</b> (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(一般職員給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を	(一般職員給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を

定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
--	--

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（一般職員給与条例の適用除外等） <b>第6条</b> （略） 2 （略） 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	（一般職員給与条例の適用除外等） <b>第6条</b> （略） 2 （略） 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） <b>第8条</b> （略） 2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） <b>第8条</b> （略） 2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)  <b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)  <b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条並びに次項の規定は令和2年12月1日から、その他の規定は令和3年4月1日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。